考えてみませんか遺言のこと

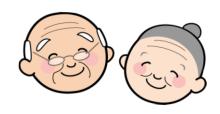
遺言の日記念行事のお知らせ

遺言の日とは...

「良い遺言(よいいごん)」の語呂合わせで4月15日を「遺言の日」とし、遺言や相続について考えて頂くために、全国の弁護士会で法律相談や講演会を行っています。

福島県弁護士会では、下記の通り、記念行事として<u>弁護士による無料の電話相談会</u>を開催致します。

遺言の書き方や相続問題などなどについて、聞きたい!知りたい!という方はぜひご相談ください。



≪無料電話相談会≫

日 時:令和7年4月15日(火)10:00~12:00

13:00~15:00

相談方法: 電話 による相談

相談料は無料ですが、 通話料はご負担ください。

電話番号: 024-533-1302

※この電話番号は当日限りです。

《問合せ先》 福島県弁護士会(**☎** 024-534-2334)